令和８年（再ロ）第１号
山口県下関市勝谷新町４丁目７番11号
再生債務者　篠田　祥子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月23日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月13日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再ロ）第１０号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　向島団地６－１棟810号
再生債務者　入江　　純
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年10月30日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月６日から令和８年11月16日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

令和８年（再ロ）第１号
宮崎県日南市北郷町北河内4227番地
再生債務者　谷口　訓暁
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月２日まで
4　一般異議申述期間　令和８年11月16日から令和８年11月24日まで
宮崎地方裁判所日南支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第１０００２号
栃木県宇都宮市西川田本町４丁目23番10号
再生債務者　福澤　広大
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月22日まで
令和８年10月１日
宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（再ロ）第４号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野二丁目48番地８
再生債務者　前田　隆司
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再ロ）第２号
新潟市江南区船戸山５丁目６番14号　アプリコットＡ107号
再生債務者　神林　　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年10月26日まで
令和８年10月５日　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（再ロ）第１号
福島県安達郡大玉村玉井字堺28番地８
再生債務者　佐久間胤孔
1　意見聴取に付する再生計画案　令和８年９月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　令和８年11月４日まで
令和８年10月５日
福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和８年（再ロ）第２号
群馬県前橋市川原町二丁目29番地３
再生債務者　橋爪　彰典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第３号
群馬県前橋市川原町二丁目29番地３
再生債務者　橋爪　真紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（再ロ）第２号
大分市大字古国府85番地の２
再生債務者　工藤哲一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月２日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（再ロ）第３号
福岡県朝倉市頓田289番地２　マノワール吉松Ａ101
再生債務者　古賀　潤也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年10月１日
福岡地方裁判所第４民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和８年（チ）第９号
群馬県前橋市天川大島町４２番地１
申立人　株式会社山口不動産
住所・居所　不明
（亡内田政廣の最後の住所）（亡内田政廣の不動産登記記録上の住所）群馬県前橋市二之宮町２０７４番地
所在等不明共有者　亡内田政廣相続財産
届出期間満了日　令和９年１月２９日
令和８年９月２９日
前橋地方裁判所

（別紙）　物　件　目　録
１所在　前橋市二之宮町字臼井
地番　２０７４番１
地目　宅地
地積　２１９１．６５㎡
２所在　前橋市二之宮町字臼井２０７４番地
家屋番号　２０７４番
種類　居宅
構造　木造草葺２階建
床面積　１階　２１３．２２㎡
２階　１００．８２㎡
（附属建物の表示）
符号　１
種類　工場
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　４９．５８㎡
符号　２
種類　長屋門
構造　木造草葺平家建
床面積　４６．２８㎡
符号　３
種類　物置
構造　木造杉皮葺平家建
床面積　３９．６６㎡
符号　４
種類　搾乳場
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　７．１４㎡
符号　５
種類　物置
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　４．９５㎡
符号　６
種類　物置
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　３．３０㎡
符号　７
種類　便所
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　９．９１㎡
全物件の所在等不明共有者の持分１２分の１